

(規約)

岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業実施にかかる規約

魅力創造推進チーム

(目的)

第1条 この規約は、岸和田市が所管する施設等（以下「施設」という。）にて実証事業を支援する事業において、実証事業を実施する者（以下「事業者」という。）が遵守すべき事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(協議及び相互協力)

第2条 事業者は、岸和田市並びに当該実証事業に活用する施設等を管理する者（以下「管理者」という。）との間で、実証事業の目的や内容について十分協議し、相互の理解と協力のもとで実施しなければならない。

(許可申請)

第3条 事業者は、実証事業の実施にあたり、関係法令その他管理者が定める手続きを行い、施設の使用許可その他施設を適法に利用できる権限を得なければならない。

(危険防止等)

第4条 事業者は、実証事業の実施にあたり、関連法令を遵守するとともに、必要な危険防止及び保険加入を含めたリスク管理の措置を取らなければならない。

(費用負担)

第5条 実証事業にかかる費用は、事業者が全額自ら負担するものとし、岸和田市及び管理者はその費用を負担しない。ただし、岸和田市「市内丸ごとラボ」実証事業推進補助金の交付を受ける場合を除く。

(実証事業の中止等)

第6条 岸和田市は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者の実証事業の中止又は中断若しくは内容変更を命じることができる。

- (1) 実証事業を継続することにより、管理者の業務に支障が生じるとき、又は生じるおそれがあるとき
- (2) 天災その他やむを得ない事由が生じたことにより、実証事業を継続することが困難になったとき

2 岸和田市は、実証事業の内容が事前に提出された事業計画書の内容と著しく相違があるとき又は第三者に対する生命身体財産の危険が生じるおそれがあるときは、事業者にその是正を求めることができる。

3 前項の是正要求に対して事業者がこれに従わないとき、又は事業者が第10条第1項に該当することが判明したときは、岸和田市は、事業者の実証事業の中止を命じることができる。

4 前3項の規定により実証事業を中止又は中断若しくは内容変更した場合において、事業者に新たな費用が発生したときであっても、岸和田市はその費用を負担しない。

(損害賠償)

第7条 実証事業の実施に際し発生した損害のうち、岸和田市、管理者及び第三者に生じた損害については、不可抗力その他事業者の責めに帰すべき事由がないと認められるときを除き、事業者がその賠償責任を負う。ただし、第3条に定める施設の使用許可等の条件その他別に定めがあるものについては、その条件等に定めるところによる。

2 前条第4項に定めるもののほか、実証事業の実施に際し発生した損害のうち、事業者が生じた損害については、岸和田市、管理者及び第三者は、故意又は重大な過失がない限り、事業者に対する賠償責任を負わない。

(実績報告書等の提出)

第8条 事業者は、実証事業終了後、速やかに実績報告書及び必要に応じてその他の資料を作成し、岸和田市及び管理者に対して実績報告を行う。ただし、事業者は、事業者以外の者の知的財産を侵害してはならない。

2 事業者は、法令に基づき岸和田市が前項の実績報告書を公開する可能性が存することを前提に、実績報告を行うものとする。

3 第1項の実績報告書及び実績報告に際して事業者が報告先に提出した資料について、事業者は、報告先に対し、報告先が当該実証事業に関する業務を遂行する目的で以下の態様により無償で利用することを許諾し、これらを基に報告先が翻訳・翻案した二次的著作物に対しても同様に許諾する。

- (1) 複製
- (2) 上演・上映
- (3) 公衆送信・公衆伝達
- (4) 口述
- (5) 展示
- (6) 翻訳・翻案

4 事業者は、前項の著作物及び二次的著作物に関する著作権人格権を行使しない。

(秘密の保持)

第9条 事業者は、実証事業の履行に関連して知り得た機密事項や個人情報を、本協定の有効期間中のみならずその終了後においても、他の当事者の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示してはならず、かつ、実証事業の目的遂行に必要な場合を除き自ら利用してもならない。ただし、次の各号に該当する情報はこの限りでない。

- (1) 知得時に既に公知となっていた情報
- (2) 知得時に既に保有していた情報
- (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (4) 相手方の機密情報を使用することなく、独自に開発した情報
- (5) 岸和田市が法令に基づき公開又は開示等を行う情報

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第10条 事業者は、事業者の代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）第2条第1号、第2号及び第3号に該当するときは、この規約に基づく実証事業の申込みをすることができない。

2 事業者は、岸和田市及び管理者が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

(その他定めのない事項等の取扱)

第11条 本規約に定める事項について生じた疑義又は本規約について定めのない事項については、事業者、岸和田市が協議して解決する。

(施行期日)

1 この規約は、令和6年6月1日から施行する。